

社会福祉法人ウィング
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウィング役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員には、理事会・評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。但し、法人が運営する職員を兼ねる役員には支給しない。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず、日額2,600円とする。

(支給日)

第6条 費用弁償の支給日は、第4条による支払い事由の発生した日とする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成28年12月16日全部改正、平成29年4月1日から適用する。
2. 社会福祉法人ウィング役員の報酬及び費用弁償に関する規程は平成29年3月31日をもって廃止する。